

入札説明書

史跡太安萬侶墓における園路実施設計業務
8文財第1号

令和8年4月

奈良県地域創造部

入 札 説 明 書

令和8年4月24日付け 史跡太安萬侶墓における園路実施設計業務（業務番号 8文財第1号） にかかる入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たした者とします。

(1) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建設コンサルタント①、②の両方の部門の資格を有すること。

① 「道路」部門

② 「造園」部門又は「都市計画」部門

(2) 奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県のいずれかに本店又は営業所を有すること（奈良県に対する競争入札参加資格を有するものに限りませぬ。）

(3) 過去10年以内（平成28年4月1日～令和8年3月31日）の間に完了した、国又は地方公共団体が発注した下記①、②の両方の業務の履行実績を有すること。なお、①、②は同一業務による実績でなくてもよい。

① 国指定史跡整備の「実施設計業務」

② 道路整備事業に伴う「擁壁詳細設計業務」

(4) この業務を行う期間中、管理技術者（1名）及び照査技術者（1名）（以下「配置予定技術者」といいます。）を配置（各技術者の兼任は不可）すること。

管理技術者及び照査技術者は下記のいずれかの資格を有すること。

なお、配置予定技術者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち管理技術者にあつては、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。ただし、照査技術者については、再委託できるものとする。

【管理技術者】

① 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）について、下記ア、イの両方
ア 「道路」

イ 「都市及び地方計画」

② 建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者について、下記ア、イの両方

ア 「道路」

イ 「都市計画及び地方計画」又は「造園」

③ シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）について、下記ア、イの両方

ア 「道路」

イ 「都市計画及び地方計画」又は「造園」

ただし、管理技術者として、上記①～③においてア及びイの両方の資格を有する技術者を配置できない場合は、ア又はイのいずれかの資格を有する管理技術者を配置するとともに、担当技術者として、管理技術者の有しない方の資格を有する技術者を別途配置することで足りるものとする。

【照査技術者】

- ① 技術士（総合技術管理部門（建設）又は建設部門）の「道路」又は「都市及び地方計画」
 - ② 建設コンサルタント登録規定第3条第1号ロに該当する者の「道路」、「都市計画及び地方計画」又は「造園」
- (5) 入札書提出の日から開札日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下、「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (8) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

2 入札に関する事項

- (1) 入札は、書留郵便とし、封筒の表面に「5月22日開札 史跡太安萬侶墓における園路実施設計業務 8文財第1号 入札書在中」と朱書するとともに、内封筒に入札書（あて名は、奈良県知事 山下真）と積算内訳書を入れ、代表者の印で封印し、奈良県地域創造部文化財課長宛ての親展として、令和8年5月21日（木）午後4時までに9に定める場所に到着するようにしてください。
- (2) 一度提出した入札書は、引き換え、変更し、又は取り消すことができません。
- (3) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (4) 業務委託費内訳書を入札書に同封し、郵送してください。
以下の場合、失格となります。

- ・業務委託費内訳書が同封されていなかった場合
- ・同封された業務委託費内訳書が、当該入札書のものであると確認できない場合
- ・同封された業務委託費内訳書が、入札者のものと確認できない場合
- ・業務委託費内訳書2枚全てが同封されていなかった場合

3 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札書を郵送してきた参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格の範囲内ですべてのものが入札した場合には、そのうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。
- (3) (2)のうち落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により落札候補者の順位を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。
「くじ」の対象となった参加者には、入札執行者より対象となった旨連絡します。
「くじ」を行う場所 奈良市登大路町30番地
奈良県庁 本庁舎1階 入札室
「くじ」を行う日時 令和8年5月22日(金)午後15時00分から

4 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を実施します。競争入札参加資格が確認できない場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認を実施します。

開札後、落札候補者となった者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等を提出してください。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等

ア 競争入札参加資格確認申請書(様式S1)

入札公告第2の(1)に掲げる資格について、建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日号外建設省告示第717号。以下同じ。)第2条に基づく登録年月日及び登録番号、奈良県建設工事等競争入札参加資格の登録部門を様式S1に記載し、同規程第7条の規定による現況報告書(直近のもので地方整備局の受付印を押印したもの)の表紙の写しを添付してください。

イ 業務実績報告書(様式S2)

入札公告第2の(3)に掲げる業務実績等について、様式S2に記載してください。その業務実績を確認する資料として、当該業務がテクリスに登録されている場合は、テクリス完了登録(登録内容確認書(業務実績))等の写し等を添付してください。

登録されていない場合は、記載した業務の履行実績が確認できる契約書、設計書又は仕様書等を提出してください。原本については内容確認後に返却します。

これらによることができない場合は、業務の内容が確認できる業務履行証明書(様式S2-2)を添付してください。なお、当該様式の1~5の事項について確認できるものであれば、必ずしも当該様式でなくてもかまいません。

ウ 配置予定技術者の資格等に関する報告書(様式S6-1、様式S6-2)

入札公告第2の(4)に掲げる資格等があることを示す書面を様式S6-1及び様式S6-2により作成してください。その内容を確認できる資料として、資格等を証

する書面の写し及び雇用関係を証明する書類を添付してください。ただし、照査技術者について再委託する場合は、再委託先との雇用関係にあることを証明する書面を添付してください。

なお、管理技術者については、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3ヶ月以上の雇用関係（代表者可）にある者でなければなりません。

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 入札公告に示す期限までに提出してください。

* 期限までに提出されない場合は失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

* 次順位以降の者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。

(4) 提出方法 持参により提出してください。

(5) 提出書類の作成等

ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 提出書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出書類は返却しません。

エ 提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。

5 業務委託費内訳書に関する事項

(1) この業務の入札において使用する「業務委託費内訳書」様式を作成していますので、業務委託費内訳書は必ずこの様式を使用してください。

(2) 業務委託費内訳書は、金額を明示し、業務番号、業務名、業務場所並びに商号又は名称及び所在地を記載することが必要です。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。

(3) 業務委託費内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オに該当する場合は失格となりますので、間違いのないように作成してください。

ア 業務委託費内訳書を提出しない場合

イ 業務委託費内訳書の「業務価格（入札書記載金額）」欄に記載される金額が「入札書」に記載される金額と一致していない場合

ウ 業務委託費内訳書における項目の計及び合計の計算が間違っている場合

エ 業務委託費内訳書において仕様書に示された項目の金額を記載していない場合

オ その他記載内容に不備がある場合

(4) 入札書と同封し、提出してください。

* 一度提出された内訳書を、引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

* 提出されない場合は失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

6 聞き取り

必要に応じて提出書類等について聞き取りを実施します。聞き取りに応じない場合は、失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

7 技術者の配置

落札者は4の(1)のウに定める資料に記載した配置予定技術者をこの業務に配置する

ものとしします。

業務の実施にあたって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の特別な場合により、同等以上の技術者に変更する場合には限ります。また、変更にあたっては、変更を必要とする理由及び変更後の技術者について発注者が求める資料を提出し、了解を得なければなりません。

8 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則（昭和39年奈良県規則第14号）第17条第1項の規定に基づき落札決定の日以降に速やかに契約を締結するものとしします。

作成及び提出にかかる費用は落札者の負担とします。なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を13に記載の提出先に電子メールで提出してください。

作成及び提出にかかる費用は落札者の負担とします。

9 入札及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県地域創造部 文化財課 記念物・埋蔵文化財係

電 話 0742-27-9866

10 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出先（落札者のみ）

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県地域創造部 文化財課 記念物・埋蔵文化財係

電 話 0742-27-9866

メールアドレス bunkaz@office.pref.nara.lg.jp